

【用語集】

NPO

民間非営利法人組織の略で、特定非営利活動促進法第2条第2項に基づく特定非営利活動法人の通称。

都市計画等の分野においては、市民による自主的なまちづくり活動組織を意味することが多く、都市計画法では、まちづくりの推進を図る目的で設立されたNPOやそれに準ずるとして条例に定められた団体等は、都市計画の決定又は変更の提案を行うことができるとされている。

幹線道路網計画

都市計画道路を含めた幹線道路全体についての整備計画。

都道府県や市町村の任意の計画ではあるが、都市計画事業を含む道路関係事業を横断的にとらえ、より効果的な道路整備を進めることを目的とし、重点的に整備を進める道路や今後必要となる道路及びその優先順位等を定めたものであり、道路整備におけるマスタープラン的な位置付けとされていることが多い。

キスアンドライド（K&R）

自宅から公共交通機関（鉄道・路面電車等）の乗降場の周辺まで、家族などに自家用車で送ってもらい、公共交通機関に乗り継ぐ通勤形態のこと。

景観行政団体

指定都市の区域にあつては指定都市、中核市の区域にあつては中核市、その他の区域にあつては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であっても、あらかじめその市町村長が都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村の区域にあつては、当該市町村をいう。

平成17年4月1日現在の富山県では、富山市の区域にあつては富山市、富山市以外の区域にあつては富山県が景観行政団体となっている。

景観計画

景観法に基づき景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画。

現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域、新たに良好な景観を創出する必要があると認められる土地の区域等について定めることができる。

景観法

美しく風格ある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与する

ことを目的とした法律。

公告

ある事項を広く一般に知らせること。

都市計画の案の公告の場合、都市計画の種類、都市計画を定める土地の区域、都市計画の案の縦覧場所について、都道府県知事又は市町村の定める方法で行うこととなっている。

公聴会

都道府県又は市町村が都市計画の案を作成しようとする場合において、広く住民の意見をきいて、なるべくこれを都市計画の案に反映させる必要があると認められるときに、開催されるもの。

公聴会では、事前の申し出により選ばれた公述人が、都市計画の案について意見を述べることができる。

告示

ある事柄を公式に広く一般に知らせること。

都市計画を決定したときは、その旨を告示し、都市計画の図書又はその写しを当該都道府県又は市町村の事務所において公衆の縦覧に供することとなっている。

市街地再開発事業

都市計画法における市街地開発事業のひとつ。

都市再開発法に基づき、低層の木造建築物等が密集する防災危険度の高い地区等において、土地を統合し、中高層化した共同建物を建築し、あわせて道路、公園などの公共施設の整備を行う事業。

市街地開発事業

都市計画法第12条第1項に掲げる事業のことをいい、土地区画整理事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業などが該当する。

公共施設や宅地などの整備を一体的に行い、面的な市街地整備を図ることを目的としている。

市町村マスタープラン

都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の通称。

当該市町村の総合計画並びに都市計画区域マスタープランに即し定めたものであり、市町村が定める都市計画は、市町村マスタープランに即したものでなければならないとされている。

縦覧

書類等を広く一般に公開する手続き。

都道府県が決定する都市計画については都道府県庁及び市町村役場、市町村が決定する都市計画については市町村役場において縦覧を行うのが一般的である。

シンポジウム

特定の分野の多数の専門家によって行われる会議のことをいい、特定の問題に関し、専門家による論説・論文の発表、討論等が行われる。

ストック

ある時点に存在する経済数量で、都市政策の観点では、既存の都市施設等（道路、公園、緑地、下水道等）のことをいう。

総合計画

地方自治法第2条第4項に基づく基本構想の通称。

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないとされている。

代替

ある物を、種類や性質を同じくする物で代えること。

地域地区

都市計画法第8条第1項に掲げる地域、地区又は街区をいい、用途地域、風致地区等が該当する。

地域、地区又は街区を単位として、建築物等についてその利用目的によって必要な制限を課すことにより、一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。

中心市街地活性化基本計画

中心市街地活性化法（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律）に基づく計画。

市街地の整備改善と商業等の活性化を総合的に実施するために市町村が作成する計画であり、この基本計画に則った商店街整備や商業施設整備等に関する事業計画を国が認定し、様々な支援を受けることができる。

道路構造令

道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造（幅員、線形等）の一般的な技術基準を定めた政令。

都市計画道路かどうかに関わらず、改良する道路の構造は全て道路構造令に適合したもので

なければならない。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用（地域地区等）、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。

都市計画区域

都市計画法に基づき、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、及び保全する必要がある区域を都道府県が指定したもの。

平成17年4月1日現在の富山県では、富山高岡広域都市計画区域をはじめ、21の都市計画区域が指定されている。

都市計画決定

都道府県知事又は市町村が都市計画を一定の手続きにより決定すること。

都市計画の案は、2週間公衆の縦覧に供され、住民及び利害関係人は意見書を提出することができる。その後、専門家などから構成される「都市計画審議会」で内容の是非について議論され、ここでの議を経たのち、市町村が定める都市計画の案は都道府県知事、都道府県が定める都市計画の案は国土交通大臣の同意を得て決定することとなる。（同意が不要な都市計画もある）

都市計画区域マスタープラン

都市計画法に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の通称。

上位計画、県及び圏域の方針を踏まえて、都市計画区域毎の広域的、根幹的な事項を定めたものであり、都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域マスタープランに即したものでなければならないとされている。

都市計画審議会

都市計画法第77条に基づく「都道府県都市計画審議会」と都市計画法第77条の2に基づく「市町村都市計画審議会」の総称。

学識経験者、関係行政機関の職員等から構成され、都市計画に関する事項を調査審議し、関係行政機関に意見を申し出ることができる。

都市計画総括図

都市施設や地域地区等に関する都市計画の概ねの区域を表示した縮尺2万5千分の1以上の地形図。

都市計画提案制度

都市計画法第21条の2～5に基づく都市計画の決定等の提案に関する一連の手続き。

一団の土地の区域について、当該土地の所有者、権利者、NPO法人等は、都市計画の素案、素案の対象となる土地の所有者等の2/3以上の同意を得たことを証明する書類をもって、都道府県又は市町村に都市計画の決定又は変更を提案することができる。都道府県又は市町村は、都市計画審議会に都市計画の素案を提出し、その意見を聴いた上で、都市計画の決定又は変更の必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは、その案を作成しなければならないとされている。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関して必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

都市施設

都市計画法における第11条第1項に掲げる施設をいい、道路、公園、緑地、下水道、ごみ処理場、その他まちの中で公共的な機能を持つ施設が該当する。

土地区画整理事業

都市計画法における市街地開発事業のひとつ。

土地区画整理法に基づく、道路、公園等の公共施設の整備及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更に関する事業。

バリアフリー

障害排除の意味で、熟年者や身体障害者等の生活行動に障害となるものを排除した環境のこと。

パークアンドライド(P&R)

自宅から公共交通機関(鉄道・路面電車等)の乗降場の周辺に設けられた駐車場等まで家用車を運転し、そこに駐車して公共交通機関に乗り継ぐ通勤形態のこと。

パブリックインボルブメント(PI)

直訳すると「公衆を巻き込むこと」。

施策の立案や事業の計画・実施等の過程で、関係する住民、利用者、その他県民一般に情報を公開した上で、広く意見聴取・意見交換し、施策等に意見を反映すること。場合によっては、施策の実施過程において、住民が自ら運営・維持管理等をすることもある。

パブリックコメント（PC）

直訳すると「公衆の意見」。

行政機関が新しい政策を打ち出したり、制度を変更しようというときに、その内容を事前に公表し、住民などからの意見を募集して、その政策や制度づくりに反映させる仕組み。

風致地区

都市計画法に基づく地域地区のひとつで、都市の風致（自然のおもむき、あじわい）を維持するために定められた地区。

防災計画

災害対策基本法第2条に基づく防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

都市計画等の分野においては、都市防災上、防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、避難、消火、水防、救助等が重要であることから、これらを定めた都道府県及び市町村地域防災計画を意味することが多い。

マスタープラン

市町村マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）と都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）の総称。

未利用地

市街地などの立地条件に見合った有効利用がなされていない土地（空地、宅地化農地等）。

ユニバーサルデザイン

障害者のための特別なデザインではなく、障害者を含めた全ての人に使いやすいデザインをいう。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区のひとつで、用途別に分類される12種類の都市計画（第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域）の総称。

都市の計画的な土地利用を実現するために定められる地域地区の中でも最も基本的な制度であり、建築物の用途、容積率、建ぺい率等に一定の制限がかかる。

ワークショップ

直訳すると「作業場」「研修会」などの意味。

まちづくり等の分野においては、地域に係わる多様な立場の人々が共同作業を通じて、地域の抱える課題の整理やその解決方法等を検討し、その解決策の考案や評価等を行う活動をいう。